

5. 特定個人情報の提供先

別表1

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法						⑦時期・頻度	
							情報提供ネットワークシステム	専用線	電子メール	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	フラッシュメモリ	紙		その他
1	全国健康保険協会	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第4条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第4条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
2	健康保険組合	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第5条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第5条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
3	全国健康保険協会	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表6の項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第8条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第8条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
4	全国健康保険協会	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表7の項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第9条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第9条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
5	都道府県知事	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11の項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第13条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第13条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
6	市町村長	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第17条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第17条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
7	市町村長	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表27の項	予防接種法による給付（同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第29条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第29条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
8	都道府県知事	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表38の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第40条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第40条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
9	都道府県知事等	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
10	日本私立学校振興・共済事業団	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表56の項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第58条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第58条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法						⑦時期・頻度	
							情報提供ネットワークシステム	専用線	電子メール	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	フラッシュメモリ	紙		その他
11	国家公務員共済組合	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表65の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第67条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第67条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
12	市町村長又は国民健康保険組合	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第71条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第71条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
13	市町村長又は国民健康保険組合	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表70の項	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第72条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第72条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
14	市町村長	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第82条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第82条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
15	地方公務員共済組合	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第85条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第85条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
16	市町村長	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表86の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第88条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第88条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
17	市町村長	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第89条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第89条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
18	市町村長	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表108の項	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第110条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第110条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
19	後期高齢者医療広域連合	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第117条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第117条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
20	後期高齢者医療広域連合	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表116の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第118条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第118条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
21	都道府県知事等	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表125の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第127条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第127条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
22	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表128の項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第130条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第130条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する情報の対象となる本人の数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法						⑦時期・頻度	
							情報提供ネットワークシステム	専用線	電子メール	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	フラッシュメモリ	紙		その他
23	市町村長	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表132の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第134条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第134条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
24	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第139条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第139条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
25	都道府県知事又は市町村長	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第146条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第146条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
26	都道府県知事又は市町村長	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表145の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第147条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第147条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時
27	都道府県知事等	・ 番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表161の項	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって第163条で定めるもの	介護保険給付関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第163条で定めるもの	1万人以上10万人未満	介護保険被保険者	○							随時